

12月・1月出張あそびの広場はぐはぐ・子育てサポーターの日

Table with columns: 会場, 出張あそびの広場はぐはぐ (期日, 時間), 子育てサポーターの日 (期日, 時間). Rows include 本郷児童館, 第四文化センター児童館, 城山文化センター児童館, iプラザ, 地域振興プラザ, 第二文化センター児童館, 第三文化センター児童館, 大丸地区会館.

※表内下線はベビー&マタニティの日(0歳のお子さんと保護者及び妊婦の方が対象)



遊びに来ませんか  
親子の交流の場

出張あそびの広場はぐはぐ

保護者同士の交流、保育士による子育て情報の提供や子育て相談ができます。  
子育てサポーターの日  
子育てサポーターと折り紙や手遊びを楽しみましょう。

◆共通事項  
0歳〜未就学のお子さん  
保護者、妊婦の方  
日時場左表参照  
※時間内は出入り自由  
あそびの広場向陽台 ☎370・0106

納め忘れは  
ありませんか  
学校給食費

給食費の納入が遅れている場合は、至急納入してください。また、納入相談等はお問い合わせください。  
督促等でも納入されない場合

合は、法的措置を実施します。なお、法的措置に及んだ場合、申立手続費用や遅延損害金等も併せて納入していただきます。

未納がある方へ  
口座振替払いの方  
直近の納期に、これまでの未納額も併せて引き落としします。納期前までに入金してください。

納入通知書払いの方  
お手持ちの納入通知書で至急納入してください。紛失した場合は、再発行しますのでご連絡ください。

児童手当から支払えます  
未納分は児童手当から差し引いて給食費の支払いに充てることができます。希望する場合は1月6日(月)までにご連絡ください。

LINEで相談を  
受け付けます  
子育て・親子関係の悩み

「何度伝えても言うことを聞いてくれない」「悪いことだと分かっているけど、つい怒鳴ってしまふ」等、保護者の悩みに対し、東京都ではLINEによる相談を受け付けています(下記参照)。

また、「親から暴力や暴言を受けている」等、子どもからの相談も受け付けています。匿名でも相談でき、相談内容の秘密は守られます。

都内在住の保護者・児童(18歳未満)  
日時○平日11時前9時〜午後11時(受付は午後10時30分まで)  
○土・日曜日、祝日11時前9時〜午後5時

中央図書館の館内利用制限

施設のLED化工事のため、次の期間中央図書館は、館内の利用ができません。なお、図書館隣接の城山体験学習館にて予約した資料の受け取り・借りた資料の返却等ができます。詳細は「市立図書館」をご確認ください。  
12月9日(月)〜13日(金)  
中央図書館 ☎378-7111

子ども家庭支援センター  
378・6366

制度が改正されました  
児童手当

10月の制度改正により所得制限が撤廃され、多子加算等が変更されました。制度改正後の初回支給は12月12日(木)です。申請期限後に申請した世帯や書類に不備がある世帯への振り込みは翌月以降となります。

制度改正により新規認定された世帯や支給金額が増額された世帯には順次、認定通知書を送付していますので必ずご確認ください。

制度改正による申請をしていない世帯は早急にお手続きしてください。詳細は市(下記参照)をご覧ください。

子育て支援課手当助成係  
いなぎFFネットワーク

いなぎFFネットワークは、中高生がホッとくつろげる居場所づくりに取り組んでいます。友達と話したり、宿題や試験・受験対策をしたり、バスケやドッジボール等で体を動かしたい中高生は気軽に立ち寄りください。

毎週水曜日  
午後4時〜7時30分  
城山文化センター(陽だまり)

スペース、児童館ホール、小中会議室

おしゃべり・ゲーム・相談・学習支援・スポーツ等の居場所の提供  
ボランティアを募集中

FFでは一緒に活動していただけの方を募集しています。関心のある方はお問い合わせいただくか、活動日に直接お越しください。

児童青少年課青少年係、いなぎFFネットワーク(西田)  
yunishida@tbz.t-com.ne.jp



国民健康保険  
医療費通知の発行

国民健康保険に加入している方への医療費通知は、希望者に発行しています。必要な方は、お問い合わせください。

国民年金  
住所・名前に変更があった際の届け出

国民年金第1号被保険者の住所・名前が変わった場合、原則届け出は不要です。ただし、マイナンバーと基礎年金番号が結びついていない方、

国民年金第1号被保険者の方へ、厚生年金加入者とその被扶養配偶者は届け出が必要で

国民健康保険・後期高齢者医療保険  
被保険者証は有効期限まで使用できます

12月2日からマイナンバーカードを健康保険証として利用することを基本とする仕組みへ移行することに伴い、被保険者証の発行は終了します。現在手元にある被保険者証は、有効期限まで使用できます。

被保険者証の有効期限  
○国民健康保険=令和7年9月30日  
○後期高齢者医療保険=令和7年7月31日  
※有効期限が上記より前に切れる場合はその有効期限まで

資格確認書  
マイナ保険証(健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード)をお持ちでない方等には資格確認書が交付されます。

新たに資格を取得したり、資格情報が変わった場合の対応は次のとおりです。

国民健康保険  
窓口で手続きをする際、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証をお持ちでない方には資格確認書を交付します。  
後期高齢者医療保険  
令和7年7月31日までの間は、申請することなく資格確認書を交付します。

こんな時はどうする?  
マイナ保険証を持っていないとき  
資格確認書を医療機関等で提示することにより、これまでの被保険者証と同様に保険診療を受けることができます。

マイナ保険証の読み取りができない例外的なとき  
マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を医療機関等で提示することにより保険診療を受けることができます。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録・解除  
マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、マイナポータル(右記参照)から初回登録等が必要です。登録は保険年金課でも行えます。暗証番号を確認し、マイナンバーカードをお持ちください。また、利用登録の解除を希望する方は申請書を提出してください。

マイナ保険証のメリット  
○入院等で医療費が高額になった場合、限度額適用認定証等の手続きや提示が不要です。  
○医療機関が過去のお薬情報や健康診断の結果を確認し、より良い医療が受けられます。  
○国民健康保険=保険年金課国民健康保険係  
○後期高齢者医療保険=保険年金課後期高齢者医療係



障害福祉課の手続きで  
はマイナ保険証が  
使えません

12月2日からマイナ保険証を基本とする仕組みに移行しますが、障害福祉課の手続きで保険証が必要な場合、東京都等の準備が整うまでマイナ保険証で手続きすることが

できません。そのため、保険証が必要な手続きの際は、次のいずれかの書類をご持参ください。  
○従来の健康保険証のコピー  
○医療保険者から交付された資格確認書のコピー  
○マイナポータルから確認できる資格情報画面のコピー  
▽保険証が必要な手続き例  
自立支援医療費制度(精神通院、育成医療、更生医療、難病医療費等助成制度、心身障害者医療費助成制度、小児慢性特定疾病医療費助成制度等)  
障害福祉課障害福祉係